

道の駅のフラッグシップ化に向けた政策課題等調査業務仕様書

1 委託業務名

道の駅のフラッグシップ化に向けた政策課題等調査業務

2 業務の目的

本事業は、コロナ後における地域経済の反転攻勢に向けて、コーポレートブランド「やまなし」の価値を高め、県内外の多くの人を惹きつけて本県経済の好循環の創出に繋げていくため、県内の道の駅¹を地域の魅力や体験価値などを訴求するショーウィンドウとすべく、政策課題の把握やブランディングの方向性などについて調査を行い、道の駅のフラッグシップ化を推進することを目的とする。

3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和6年3月31日（日）までとする。

4 委託業務

山梨県は、世界遺産富士山、四季折々の美しい景観、アクティビティ、名水、果物、ワイン・日本酒、先進技術、地場産業など多彩で魅力的な地域資源に恵まれており、現在我々が享受しているこうした地域資源は、豊かな自然環境に育まれた気候・風土をもとに、先人たちが弛まぬ努力で磨き上げてきた匠の技術やチャレンジ精神・創造性によって生み出され、長きにわたり紡がれた歴史・文化に彩られてその魅力を増している。そして、これを豊かで持続的な未来に向けて発展的に繋げていくため、やまなしモデルP2Gシステムやテストベッド構想など数々の先進的な取り組みに積極果敢に挑戦し続けている。

本県が選ばれる地域となるためには、こうした魅力や体験価値などを広く訴求していくことが重要であり、県では地域ブランドの価値向上に向けて、次世代社会を構成する5つのハイクオリティな価値²及び4つのプロモーションテーマ³を設定し、「ハイクオリティやまなし」のキャッチフレーズのもと、未来志向の一体的・戦略的なプロモーションに県を挙げて取り組んでいる。

このような中、令和7年春に南アルプス市内で大型商業施設が開業を予定しており、中部横断自動車道の利用拡大が見込まれることから、本業務では、これを好機として来訪者に地域の魅力や体験価値などを訴求し、県内に広く足を伸ばしていただく仕掛けづくりを検討する。

具体的には、峡南地域のゲートウェイである「道の駅富士川」のフラッグシップ化、更にはその先にある先駆的な取り組みの横展開に向けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 事業推進スキームに関する調査

ア 「道の駅富士川」に関する関連団体・事業者の現状把握、合意形成支援

ステークホルダー（県、富士川町、指定管理者等）の意向・要望等把握、機運醸成・合意形成に向けた協議支援

イ 事業推進体制案の設計

1 休憩、情報発信及び地域連携の機能を併せ持つ国土交通省登録の施設であり、山梨県内には21施設が登録されている。【参考】国土交通省関東地方整備局HP：<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/chiiki/index00000020.html>

2 「あらゆる人・企業が挑戦、成長、活躍」、「経済的・心理的な豊かさ実感」、「自然との共生、豊かな社会基盤」、「五感を刺激する心躍る体験」、「サステナブルな社会」

3 「イノベーション（先進・次世代）」、「美酒・美食体験」、「自然環境」、「芸術・文化・伝統」

(2) 関連産業の現状調査

ア 実態調査

関連する県内産業（農業、林業、食品、伝統工芸品、木材加工業等）の現状課題等の調査

イ 本事業におけるブランディングの方向性検討・整理

現状を踏まえた関連産業の振興、ブランディングに向けた取り組みの方向性の検討・整理

(3) 協業して取り組む事業の構想案策定

ア 山梨県総合計画、やまなし観光推進計画、峡南地域観光振興戦略、やまなし地域プロモーション戦略等を踏まえた政策課題の把握、要件の抽出・整理

イ (1) アのステークホルダーの意向からの要件の抽出・整理

ウ 県内事業者の課題、ニーズ等からの要件の抽出・整理

エ 協業して取り組む事業の構想案策定

上記アからウを踏まえた「道の駅富士川」の目指す姿（フラッグシップ化）及びその先にある先駆的な取り組みの横展開に向けた構想案の策定

【例】ポップアップストアの開設、現施設のリノベーション・リブランディング案、新たな県産品ブランドの立ち上げ、本県の魅力や体験価値を発信する情報拠点機能の強化など

(4) ロードマップの作成等

構想の推進に向けて必要な諸手続等の把握・整理（関連法令、所管官公庁、財源等）、事業の推進体制に応じた主要タスク及びスケジュール案の作成

5 業務実施体制

- ・ 事業の実施に当たっては、業務を総括する責任者を置く等、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。
- ・ 山梨県への連絡・報告・協議を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員を確保すること。
- ・ 経費や事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ・ 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

6 評価指標（K P I）

- ・ 事業の実施に関する定量的なK P Iを適切に設定し、進捗を管理して達成状況を山梨県へ報告すること。
- ・ また、今後目指す姿に関しても、本調査の実施状況を踏まえた上で、経済波及効果などの定量的なK P Iを設定すること。

7 県への実施状況報告等

- ・ 委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者との連絡調整を密にし、県からの求めに応じて遅滞なく実施状況を報告すること。
- ・ 委託業務完了後は、速やかに実施報告書（様式1）を県に提出すること。

8 事業成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。

- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

9 再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

10 その他留意事項等

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容、実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができる。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「道の駅のフラッグシップ化に向けた政策課題等調査業務委託契約書」の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

【様式1】

令和6年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所 :

名 称 :

代表者氏名 :

印

道の駅のフラッグシップ化に向けた政策課題等調査業務委託実施報告書

令和6年 月 日付けで委託を受けた道の駅のフラッグシップ化に向けた政策課題等調査業務委託について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

道の駅のフラッグシップ化に向けた政策課題等調査業務委託

委託業務実施報告書

委託業務実施期間

令和6年 月 日 ～ 令和6年3月31日

事業受託事業者名称

【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ データ形式は、ワード (.docx)、エクセル (.xlsx) 又はパワーポイント (.pptx) のいずれかとしてください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ 提出時には、ゴシック体で記載された留意点は削除して構いません。

1 委託業務実施概要

- ※ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください。
- ※ 業務で得られた成果を記載してください。

2 調査実施報告

- 別紙「調査実施報告書」のとおり
- ※ 調査報告書として、別に作成して添付してください。
 - ※ 仕様書4に沿った詳細な調査実施状況を記載してください。

3 委託業務まとめ

- ※ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。